

今回は、特にテーマを限定せずに議会の運営について見解を述べます。なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをご断りしておきます。

Q1 一部事務組合議会の議員の選挙について

本市が構成団体の一つとなっている一部事務組合の議会議員の任期満了に基づく議員選挙が当市議会の本会議で行われる予定である。

当市議会から選挙される一部事務組合の議会の議員は3名となっており、慣例に基づき会派間で事前に候補者を決めて、それに基づいて選挙することになっている。

今回、会派間の対立により、2名までは調整ができたが残り1名の調整が不調に終わった。これを受けて今後の議会内の対立を避けるため、議会内での合意に基づき選挙では意図的に2名のみを選挙し、会派間の調整が完了した後に残りの1名の選挙を行う（次期定例会の可能性あり）ことが議員間で検討されている。

このような選挙は可能なのか。

連載16

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
調査広報部法制参事
本橋 謙治

A1 結論から述べますと、不可能と考えます。

一部事務組合の規約で3名の議員を選挙することが求められている以上、補欠選挙ではない限り、当該市議会は1回の選挙で3名の議員を選挙することが求められていると解します。

選挙の結果、1名が当選を承諾しないことにより、2名が当選人に確定し、残りの1名について後日改めて再選挙を行うという運営ならば可能ですが、この場合でも再選挙は可能な限り速やかに行うことが原則です。

しかし、今回の事例は最初から2名のみでの選挙を行うということなので、1名の候補者の調整ができていないことを理由に本来3名の議員を選ぶ選挙であるにもかかわらず、2名のみを選ぶ選挙を行うことは想定されおらず、極めて不適當な運営です。そもそも候

補者が特定できないから選挙を行うのであって、実質的には事前に候補者を決めて選挙に臨んでいることから同意事件と思いついてまいりますが、建前上は選挙であることから、当該一部事務組合議員の選挙は候補者に対する同意事件ではないことを議員は認識する必要があります。

したがって、選挙では3名を選ぶ選挙を実施することになります。なお、当該選挙の時期ですが、選挙は選挙事由が生じたときに初めて選挙を行うことが可能であることから、任期満了後に選挙を行うことが原則です。ただし、一部事務組合の規約の中に組合議会の議員選挙について、任期満了前に選挙することを認める規定がある場合（任期満了前〇日という規定が想定される）は、その規定に基づき任期満了前に選挙を行うことが可能と考

えます。

Q2 一部事務組合議会での継続審査について

当市が構成団体の一つになっている一部事務組合の議会運営については、当市の会議規則を準用することになっている。

今回、一部事務組合議会に提出される補正予算について、会期中（会期は3日）の結論が困難であることから継続審査とする意見が多い。

本会議での審議の段階で継続審査とすることは可能なのか。

A2 まず継続審査ですが、議会に提出された事件を委員会に付託しないで継続審査とすることはできません。継続審査は事件を委員会に付託して初めて可能になる手続きだからです。このことは、地方自治法第109条第9項に「常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。」と規定（議会運営委員会は当該規定を準用など）されていることから明らかです。

したがって、継続審査を希望するならば、委員会付託が必要ですが、一般的に一部事務

組合議会で委員会制度を導入しているところは少ないと思われますので、この場合は①会期延長を視野に入れて当該会期中での結論を出すようにする、②当該会期中に委員会条例を提出して可決し、委員会制度を導入した上で継続審査の手続きを行う、のいずれかになります。

なお、継続審査の対象となる事件は、その事件が法令上認められている事件とされていません。したがって、法令上の事件ではない一般的な決議（議員辞職勧告決議など）は、継続審査の対象とすることはできないことに注意が必要です。

参考 地方自治法

第109条 第1項から第8項まで省略

9 常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

第109条の2 第1項から第4項まで省略

5 前条第5項から第9項までの規定は、議会運営委員会について準用する。

第110条 第1項から第3項まで省略

4 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。ただ

し、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。

第119条 会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。

Q3 委員会で修正可決となった事件に対する修正案の提出について
委員会に付託された事件が委員会での審査の結果、一部修正されて可決した。

これに対して、原案可決を希望している委員会に所属していない一部の議員が委員会での修正可決に反発し、本会議での審議において委員会修正案を原案に戻す修正案を提出しようとしている。

このような修正案の提出は可能なのか。

A3 結論から述べますと、不可能と考えます。

委員会に付託された事件を委員会審査終了後に本会議で審議する時に修正案（法上は修正の動議）を提出することは可能ですが、当該修正案は原案に対する修正案であり、委員会で可決した修正案に対する修正案ではあり

ません。

今回のように、原案可決を希望する議員が委員会にて修正可決されたものに対して原案に戻す内容の修正案を提出することは上記の考えから、修正案を提出することは、原案を原案に修正する動議となります。このようなことは常識的にありえないことから、修正案を提出する余地はないと考えます。

したがって、本会議では委員会にて修正可決された旨の委員長報告とそれに対する質疑、討論の後の表決において、委員会にて可決した修正案に対し、反対の意思を表明することになります。当該修正案が否決されれば、原案全体を諮ることになりますので、これに対して賛成の意思を表明すれば良いこととなります。

なお、参考までに委員会にて修正案を提出したが、委員会にて当該修正案が否決されたとき、当該修正案の提出者が法が定める所定の提出要件を備えた修正案（修正の動議）を本会議に提出することは可能です。

Q4 審議途中の除斥の解除について

本市議会に提出された財産の売却に関する議案について、売却先である法人の理事が議員のため、当該事件を上げし提案説明、質疑、委員会付託を行

う際、当該議員を除斥とした（付託委員会には所属していないため除斥の必要はなかった）。

委員会審査が終了し、本会議で委員長報告、質疑、討論、表決を行う予定であるが、委員会審査の間に当該法人の役員が任期満了により、除斥対象議員は当該法人の役員ではなくなった。

このような状況で、委員長報告等を行う本会議において、当該議員は引き続き除斥と考えるべきか。

A4 除斥の必要性はないと考えます。

提案説明や付託前の質疑の際は、当該議員は財産の売却相手である法人の役員であったために除斥となりましたが、その後、法人の役員ではなくなったことから、それ以降の審議においては法が定める「従事する業務に直接の利害関係のある事件」ではなくなります。

議員が関係する法人に関する事件の審議等における除斥の考え方は、議員が当該法人において常時支配力を有する地位にあるか、つまり法人の意思決定に参与できる地位にあるかという点を考慮することになります。

以上のことから、当該法人の意思決定に参与できる地位でなくなったため、それ以降の審議に除斥される理由がないと考え、審議に

参加することが可能と考えます。

なお、任期満了による役員のリタイアであることから、当初から会期中に役員ではなくなることを予想できたという点を考慮すると、可能ならば議会での審議を役員退任以降に行うことを事前に検討することが適当であったと考えます。つまり、議会の日程日を役員退任日以降に設定し、審議の最初から当該議員を除斥せずに審議することを検討することが適当であったと考えます。

参考 地方自治法

第117条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参加することができない。但し、議会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

Q5 除斥対象議員の一身の弁明について

て
本市議会に提出された事件について、ある議員が除斥対象となった。除斥となる事件の審議において除斥となる議員が一身の弁明を求めることが

予想される。

一身上の弁明について、議会議務局は当該議員に積極的に一身上の弁明を行うか否か確認する義務があるのか。また、一身上の弁明を行うならば、いつ行うのが適当か。

A5 一身上の弁明は、基本的には本人からの弁明の申し出に基づいて議会の同意（議決）を得た上で行われるものです。

申し出の手続きに関する規定はないので、どのような方法で申し出を行うかなど具体的な手続きは各議会の判断と考えます。したがって、除斥対象議員に事務局から積極的に一身上の弁明を行うか否かを確認する必要は必ずしもありません。各議会により、積極的に議会議務局が除斥対象議員に一身上の弁明を行うか否かを確認する議会もある一方、事務局から積極的に除斥対象議員に確認することなく、当該議員からの申し出を待つという議会もあると考えます。除斥対象議員の一身上の弁明の申し出における議会議務局の確認等に関する手続きについては、あらかじめ議会議務局内で決めておくことが適当です。次に、一身上の弁明を行う時期についてですが、法令上、一身上の弁明を行うべき時期に関する規定はありません。よって、議会が

適当と判断する時期に一身上の弁明を行うことが可能です。ただし、討論、表決前までにを行うことが適当です。一般的には、委員会付託前の本会議の場合は提出者の提案説明の後、委員会審査が終了し委員長報告が行われる本会議の場合は委員長報告の後に行うことが考えられます。なお、一身上の弁明は除斥対象事件が委員会に付託される場合は、委員会付託前の本会議、委員会審査が終了し委員長報告が行われる本会議、付託された委員会の最大で3回行うことが理論上可能です。

しかし、一身上の弁明は二回目や三回目の一身上の弁明を実施しても、一回目の弁明とその内容が大きく変わることは余りないため、一回目の弁明でその目的が達成されることが十分に考えられる。一回目の弁明後に新たな状況の変化等が発生しない限り、複数回の弁明を除斥対象議員が求めることや求めがあっても議会がこれを認めることは無いと考えます。

なお、資格決定の場合は一身上の弁明の機会を与えることが義務（本会議）となつていますが、懲罰動議やその他の事件については、一身上の弁明の機会を与えるか否かは議会の判断（議決）となります。

参考 地方自治法

第127条 第1項、第2項省略

3 第1項の場合においては、議員は、第117条の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが決定に加わることができない。

Q6 除斥対象議員の一身上の弁明に対する質疑について

除斥対象議員が、除斥となる事件の審議において一身上の弁明を希望。これに対して、一部の議員が一身上の弁明に対する質疑を希望している。

一身上の弁明に対する質疑を行うことは適当か。

A6 一身上の弁明に対する質疑ですが、法律上、これを禁止する明確な規定はありませんが、一身上の弁明の性質を考慮すると行わないことが適当と考えます。

一身上の弁明は、除斥となった議員が自己の弁明を行うために議会の同意（議決）に基づいて行われる（資格決定については議会の同意不要）ものです。仮に一身上の弁明に対する質疑を認めることになると、質疑の内容にもよりますが、事実上、除斥となっている事件の内容に関する質疑に及ぶ可能性が否定できません。除斥は、審議される事件に直接

の利害関係を有する議員が審議に参加することにより、公正な審議が困難となる可能性があるため、当該議員を審議から外して公正な審議を確保する趣旨です。また、弁明を行った議員に対する質疑が厳しい内容など、当該議員の混乱が生じる恐れもあることも予想されます。

以上のことを考慮すると除斥対象議員の一人上の弁明に対する質疑は、事実上の事件審議になる可能性があり、除斥の趣旨から一人上の弁明に関する除斥対象への質疑は行わず、一人上の弁明が終了後直ちに当該議員を退席させ、再び除斥とすることが適当と考えます。仮に一人上の弁明に関する質疑を行うならば、事実上の除斥対象事件の審議にならないように議長や議会事務局は注意する必要があります。

Q7 議員から執行機関への資料要求について

議会、議員からの執行機関に対する資料要求については、地方自治法第98条や100条に基づく資料要求以外は執行機関の任意であり、執行機関の提出義務はないとされているのは承知しているが、一部の議員が法第122条

の規定を根拠に提出義務があることを主張している。当該規定をどのように解釈するのが良いのか。

A7 Q7で指摘のとおり、一般的な議会、議員からの執行機関等に対する資料要求は、相手方の任意に基づいて提出の是非を決定することになっており、議会の提出要求に応じる法的な義務はありません。議会が資料の提出を義務づけたい場合は、法第98条、100条に基づく資料請求を行うことはQ7での指摘のとおりです。

今回は、法第122条が執行機関の資料提出義務を規定していることから、これを根拠に議会からの資料要求に応じる義務があるのではないかとということですが、当該規定は確かに長の資料提出の義務を規定していますが、議会からの資料要求に基づく提出義務までを規定していません。

したがって、仮に法第122条に基づく資料請求が行われても、長は全てこれに応じる義務があるわけではないと考えます。なお、長において議会に提出することに支障がないと判断すれば、資料の提出に応じることは可能と考えます。

参考 地方自治法

第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることができる。

2 以下省略

第122条 普通地方公共団体の長は、議会に、第211条第2項に規定する予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならない。

参考文献

- 議会運営の実際（自治日報社）
- 逐条地方自治法（学陽書房）
- 議会運営実務提要（ぎょうせい）
- 地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）
- 地方自治法質疑応答集（第一法規）